令和７年度第１回大野城市個人情報保護審議会　概要

１　日　時　　令和８年１月 19 日（月）　午後１時 30 分から午後２時まで
２　場　所　　市役所本館３階　災害対策本部室
３　出席者　　【審議会委員】　会　長　熊　谷　雅　弘
副会長　徳　永　達　哉　（Zoom 参加）
委　員　大　谷　美　咲
委　員　原　田　隆　至
委　員　南　谷　博　子
【　事　務　局　】　課　長　山　本　耕　督
（プロモーション推進課）　担　当　永　島　彩　奈
※傍聴者なし

４　会議概要

（１）　令和６年度個人情報保護制度運用状況報告

資料１～３をもとに事務局が説明後、質疑応答。

・資料１　情報公開制度及び個人情報保護制度運用状況報告書（令和６年度）
・資料２　目的外利用記録票一覧（新規作成・変更抜粋）
・資料３　外部提供記録票一覧（新規作成・変更抜粋）

資料１　21 ページ　４保有個人情報開示請求の内容と処理状況

【徳永委員】

表４の№.５について、ＤＶ等被害者相談台帳を全部開示とあるが、自己情報を本人に見せたという理解で間違いないか。

いじめの場合は、自己情報であっても他の人の名前を消したりする。DV の場合も慎重になると思うので、念のための確認である。

【事務局】

あくまでも本人が相談した内容をまとめた台帳を全部開示したものである。

【熊谷会長】

表４の№.７と№.８について、部分開示になっているが、これは開示を請求した本人に関する部分は開示して、他の人の部分は不開示としたということでいいか。

【事務局】

はい。

資料３　外部提供記録票一覧

【熊谷会長】

目的外の第三者提供で、法第 69 条第１項を根拠にしたものとして国税通則法や民訴法がある。これは国税調査等のためということだが、提供を求められている部分は、調査対象者に関する部分だけか。

【事務局】

特定の調査対象者について照会があったものだけに回答している。

【熊谷会長】

個人情報保護法の改正前のことであるが、税務調査に基づく照会や刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会について、１件１件審議会で審議するかどうかという議論があった。各自治体でも対応の差があり、いろいろな考え方があった。委員の中でも、「公益に基づいて公共機関が依頼しているのだから、当然出すべきだ」というご意見もあったが、そういうわけにもいかないだろうと。特に捜査関係事項照会については準則みたいなものを作って、市長の責任で判断するしかないのではという話をした。

その当時問題になっていたのは、確かわいせつ事件か何かの捜査で、犯行が行われたかもしれない時間帯のプールの利用者名簿を全部求められたというケース。それは難しいだろうという話をした。

税務調査についても、調査対象者の情報は何でも出していいということではもちろんない。しかし、その周辺情報については、あくまでも行政機関の判断で提供している。市町村から情報を取れば、大概の情報はほとんど取れてしまうという懸念があるので、関心を持った。

刑事訴訟法に基づく照会は、今はあまりないのか。

【事務局】

例えば、住民票を取り扱う部署で月何件かのペースで照会があるものもある。

【熊谷会長】

かつて警察は戸籍も含めて容易に取得できていた。そのような定型的な情報収集が、照会という形でなされている部分はあるのかもしれない。

ただ、課税台帳や医療情報は、警察や税務署だからどんどん出していいことにはならないと思う。将来的にどうするのかが問題だろう。警察の場合は捜索差押等の手続きもできるだろうが、国税は基本的に任意調査ベースでやってるので、どのくらいの範囲で情報提供していくのか検討が必要だろう。

24ページ　11 個人情報漏えい等の状況

【南谷委員】

確か去年もほとんどが誤送付で、10 件ぐらいだった。今年は少し減っているが、同じような件数である。たくさん送付する中での件数なのでだいぶ気をつけてはいると思うが、二重チェックの仕方の見直しは具体的にどのようなものか。

【事務局】

いろいろなパターンがあるが、一つはそもそも二重チェックができていなかったもの。送付件数が少なかったため、間違いがないと過信をして二重チェックの工程を飛ばしていた課があった。今後は例外なく二重チェックという工程を挟むようにした。

あとは、二重チェックをしていたにもかかわらず漏れがあったケースも。その課に聞き取りを行ったところ、作業中に電話に出なければいけない等、他の作業をしていた状況があった。そのため、送付数が多い場合は、別室でその作業に集中できるようにする。または、場所が取れない場合は、作業する人がなるべく電話を取らなくていいように、周りがサポートするようにした。

二重チェックは基本的なことだが、そのときの状況で忙しくて人に頼めず 1 人でやってしまうケースもあった。二重チェックの徹底が、やはり一番大事かと思う。

【熊谷会長】

心のふるさと館ふるサポの会会員に対して口座情報が含まれたエクセルファイルをメールで誤送信したものは、市役所の正規職員が間違って送ったのか。

【事務局】

正規職員である。これも夜間に 1 人で急いで作業してしまった結果。もう 1 人の目が行き届いていなかった。

【徳永委員】

やはりメール送信等々は慎重にしてもらわなければならない。心のふるさと館の情報はいわゆるボランティアの方に送ったのか、それとも全く関係のない外部か。口座番号とかなのでその後の被害なども生じてないか把握をして、ケアをしたほうがいい。

※事務局確認：漏えい先はボランティアであるふるサポの会会員の方。現時点では被害の報告はあがっていない。